

＜市議会報告＞国保税の超過徴収に異議あり！

「議案第 64 号 令和 7 年度岡谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」の認定について、付帯意見を伴う賛成討論を行います。

本決算では2億円近い黒字(197,582,692 円)が計上されております。経理上、収支が良好であることは一定の評価ができる一方で、市民の皆様から保険料を結果として多く徴収し過ぎてしまったのではないかという強い疑念を抱かざるを得ません。

本来であれば、徴収し過ぎてしまった保険料は直ちに市民へ返還するのが筋であります。しかしながら、実務や会計上の手続きを踏まえると、一度締めくくられた本決算をこの段階で修正することは不可能であることも承知しております。

一般質問でも取り上げましたが、子どもが増えることで世帯主の負担が増える国保の均等割の構造は、子育て世帯の家計を圧迫し、憲法第 25 条が保障する生存権や、少子化対策の方向性と明らかに矛盾しています。

また、要介護者や心身障害者を抱える世帯においては、介護サービス費などの日常生活コストに加えて国保の重い「均等割」が加算されるため、家計への圧迫が著しく、甚大な「ダブル負担」が生じてしまっています。

こうした世帯では、子育てや介護や看護に時間を割くため収入の確保が難しく、本来は弱い立場にある方を支えるべき社会保障制度が、かえって生活困窮の原因になっているジレンマに悩まされています。

したがって、過大に徴収された保険料は、最も支援を必要としている世帯へ還元されるべきです。

18 歳以下の子ども、要介護認定者、心身に障害や疾患を抱える方を抱える世帯主の負担を軽減するため、これらの対象者の「均等割」を無償化あるいは大幅に軽減する措置を、令和 9 年度の予算編成において講じることを強く求めます。

集め過ぎた保険料を市民へ実質的に返還する適正な次年度の予算編成を強く要望して、本決算については賛成討論といたします。